

第六十七号議案

江戸川区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例  
江戸川区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年十月江戸川区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「者を」を「ものを」に改め、同項に次の一号を加える。

五 精神障害者

第三条第一項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に、「本人」を「受給者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）で、次条第三号に該当し、同条の規定により受給資格を失ったものが、同号に該当しなくなつたことにより同項の申請をしたときは、六十五歳に達する日の前日までに申請をしたものとみなす。

第五条中「前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三条第二項各号のいずれかに該当したとき。

第九条の見出しを「（手当額の改定）」に改め、同条中「手当の支給を受けている者」を「受給者」に、「額の増減」を「増額」に、「改訂」を「改定」に改め、「又は消滅」及び「の翌月」を削り、同条に次の一項を加える。

2 受給者につき、手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第六条関係）

| 知的障害者                                                                         | 身体障害者               | 障害者の区分            |                                                                                                                                                | 手当額     |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|                                                                               |                     | 障害程度等級表のうち、三級である者 | 二十歳以上の者であつて、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定に基づく手帳の交付を受けたもので、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十号）の別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）のうち、一級又は二級であるもの |         |
| 知的障害の程度が一度、二度又は三度である規定に基づく手帳の交付を受けたもので、十二民児精発第五十八号）第五条第一項の交付要綱（昭和四十二年三月二十日付け四 | 二十歳以上の者であつて、東京都愛の手帳 | 七千七百五十円           | 一万五千五百円                                                                                                                                        | 一万五千五百円 |

|                                 |                                                                | 知的障害の程度が四度である者 |  | るもの     |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------|--|---------|
| 二十歳以上の者であつて、脳性麻ひ又は進行性筋委縮症を有するもの |                                                                |                |  | 七千七百五十円 |
| 規則で定める疾病を有する者                   |                                                                |                |  | 一万五千五百円 |
| 精神障害者                           | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める障害等級のうち、一級である者 |                |  | 一万五千五百円 |

備考 障害者の区分のうち、二区分以上に該当する場合においても手当は併給しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に江戸川区心身障害者福祉手当条例（以下「条例」という。）第四条第一項の規定による認定を受けている者であつて、身体障害

者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定に基づく手帳の交付を受けたもので、身体の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、四級であるもの及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和四十二年三月二十日付け四十二民児精発第五十八号）第五条第一項の規定に基づく手帳の交付を受けたもので、知的障害の程度が四度であるものの心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

3 次に掲げる要件に該当する者が、施行日から令和八年九月三十日までの間に条例第四条第一項の規定に基づく申請（以下「申請」という。）をしたときは、施行日に申請をしたものとみなす。

一 施行日前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第一百五十五号）第六条第三項に定める障害等級のうち、一級である者（以下「精神障害者」という。）に該当した者であること。

二 精神障害者に該当した日において、六十五歳未満であること。

三 精神障害者に該当した日から申請をした日まで、継続して精神障害者に該当している者であること。

4 前項の場合において、六十五歳以上である者が申請をするときは、条例第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

5 次に掲げる要件に該当する者が、施行日から令和八年九月三十日までの間に

- 申請をしたときは、精神障害者に該当した日に申請をしたものとみなす。
- 一 施行日以後に精神障害者に該当した者であること。
- 二 精神障害者に該当した日において、六十五歳未満であること。
- 三 精神障害者に該当した日から申請をした日まで、継続して精神障害者に該当している者であること。

(説明)

時代に合わせた行政サービスの整理・再構築を図るため、心身障害者福祉手当の区分及び額を見直すほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。